

西村あさひ法律事務所

ベトナム:「2020 年新投資法及び政令 31/2021/ND-CP に基づく企業買収登録」
に関するニュースレター

アジアニュースレター

2021 年 10 月 5 日号

執筆者:

E-mail✉ [廣澤 太郎](mailto:hiroshiro@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [Ha Hoang Loc](mailto:ha.hoang.loc@nishimura-asahi.com)

ベトナムでは、一定の M&A 取引の実行には企業買収登録が必要とされるが、新たな投資法第 61/2020/QH14 号(以下「**2020 年投資法**」という。)及び政令 31/2021/ND-CP(以下「**政令 31 号**」という。)により、企業買収登録が必要とされる要件等に変更がある。このニュースレターではこの点について解説する。

2020 年投資法では、M&A 取引が以下のいずれかの要件に該当する場合、企業買収登録が必要となるとされた。

- 要件(i) M&A 取引により、政令 31 号に規定される、外国投資に関して条件を課されるセクターの一覧(以下「**ネガティブ・リスト**」という。)に含まれる事業を行っている対象会社の外国資本出資比率が上昇する場合
- 要件(ii) M&A 取引により、2020 年投資法第 23.1 条に規定される外国投資家又は外資系企業が、対象会社の定款資本の 50% 超を保有する(すなわち、外国資本出資比率を 50% 以下から 50% 超に、又は 50% 超からより高い比率に引き上げる。)に至る場合
- 要件(iii) M&A 取引が、島嶼部、沿岸部、国境地帯、区、町、又は国防及び安全保障に影響を及ぼすその他の区域(以下「**安全保障区域**」という。)上の土地使用権証書を有する対象会社への投資である場合

各要件ごとに留意点を解説する。

要件(i)

- ネガティブ・リストにより、建前上は、当該リストに列挙されていない事業セクターへの外国投資が許可されることになる。これは、一定の国際条約又はベトナム法で明示的に許可されていない限り外国投資が許可されないという枠組を採用していた投資法第 67/2014/QH13 号(以下「**2014 年投資法**」という。)からの改善と言える。もっとも、実際のところは、対象会社の事業がネガティブ・リストに含まれない場合であっても、実務上、外国投資家による投資が一律認められるわけではなく、事案に応じて慎重な検討が必要になる。
- 2020 年投資法、政令 31 号のいずれも、対象会社の外国資本出資比率の変更はないものの外国投資家の国籍が変更された場合に企業買収登録が必要か否かを明確にしていないが、いくつかの省の計画投資局(以下「**DPI**」という。)は、このような場合であっても企業買収登録が必要であると解釈しているようである。この点は、実際の事案に応じて当局に確認することが望ましい。

要件(ii)

- 外国資本出資の基準値が、2014 年投資法の「51%以上」から 2020 年投資法では「50%超」に引き下げられた。

要件(iii)

- 安全保障区域に関するガイドラインが未公表であるため、土地が安全保障区域上に所在するか否かの判断を当局や投資家が行うことは難しい。したがって、DPI は、対象会社が土地使用権を保有している場合、外国投資家及び対象会社に対


し、企業買収登録を申請するように指導する可能性が高い。

その他の一般的留意事項は下記のとおり。

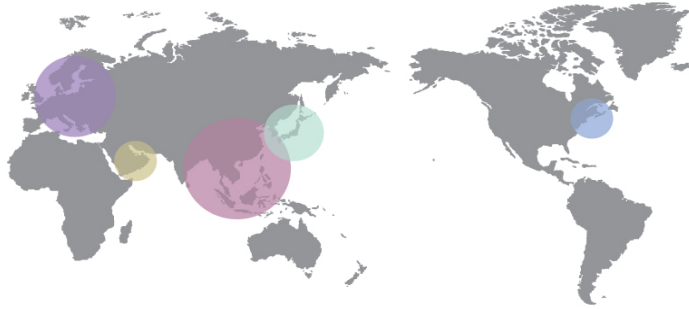
- ・ 企業買収登録の取得が義務付けられる者は、2020年投資法では外国投資家とされているが、政令31号では対象会社とされている。もっとも、この点は現地当局により解釈が異なる可能性がありうるので、個別の事案ごとに綿密な調整をする必要がある。
- ・ 2020年投資法に基づき企業買収登録を申請する場合、申請者は、売主又は対象会社と買主が締結する契約の概要を当局に提出する必要があるとされている。2014年投資法の下では、この要件は存在しなかったため、今後の実務運用含めて留意が必要である。
- ・ 2020年の投資法施行前は、各省の計画投資局のみが企業買収登録の対応を行っていたが、2020年投資法に基づき、工業団地管理委員会も企業買収登録の対応を行うことになった。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子
中川佳宣

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所